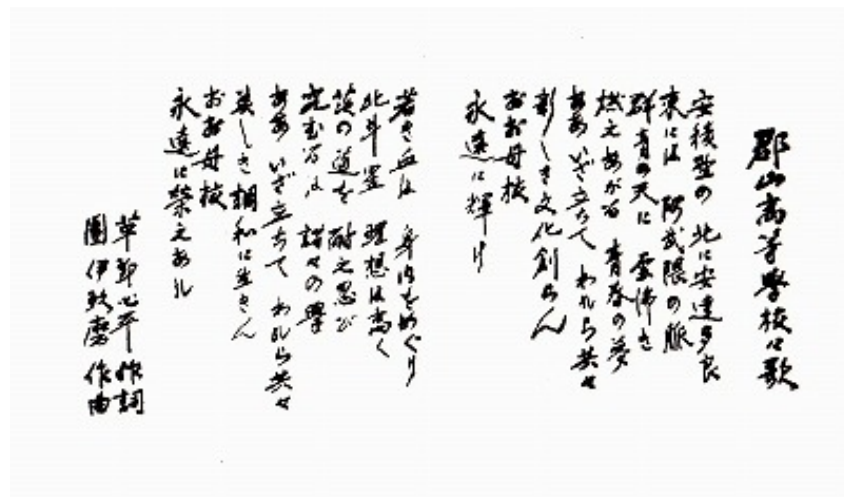


令和5年度

福島県立郡山高等学校同窓会

総会

令和5年6月25日(日)



令和5年度福島県立郡山高等学校同窓会総会

令和5年6月25日(日) 郡山高校槻望館 14:00～

開会のことば



同窓会長あいさつ



学校長あいさつ



全国大会出場激励金贈呈



◎議案：令和4年度事業・会計・監査報告、令和5年度事業計画・予算案 → 承認



令和5年度同窓会役員紹介



閉会のことば



★その他

同窓生佐藤徹哉県議、  
但野光夫市議の挨拶



## 令和4年度事業報告

- ・母校支援  
  槻望館セミナールーム椅子寄贈・カーテン改修
- ・部活動・委員会支援  
  全国大会出場激励金贈呈
- ・卒業記念品(卒業証書フォルダー)作成・贈呈
- ・同窓会総会 11/6(日) 於:槻望館
- ・同窓会 44 期生入会式運営 令和 5 年 2/28(火)
- ・卒業式 令和 5 年 3/1(水) 会長出席
- ・名簿管理(43 期生名簿更新)
- ・関東支部設立促進
- ・ホームページ運営維持・管理
- ・公式 Facebook 運営維持・管理

\*セミナールーム椅子とカーテンを新調しました。  
因みに床のカーペットは前年度事業にて改修工事完了しました。



## 令和5年度事業計画

- ・母校支援
- ・部活動・委員会支援  
  全国大会出場激励金贈呈
- ・卒業記念品(卒業証書フォルダー)作成・贈呈
- ・同窓会総会 6/25(日) 於:槻望館
- ・同窓会 45 期生入会式運営 令和 6 年 2/29(木)
- ・卒業式 令和 6 年 3/1(金) 会長出席
- ・名簿管理(44 期生名簿更新)
- ・支部設立促進
- ・ホームページ運営維持・管理
- ・公式 Facebook 運営維持・管理

\*6/25現在、チアダンス部・放送部・陸上部(個人)の全国大会出場激励金を贈呈いたしました。

## 令和5年度福島県立郡山高等学校同窓会役員

会長	中島武彦	2
副会長	岡部義浩	2
	遠藤晋吾	4
	熊田正裕	5
	渡部宏一	5
事務局長	常松栄一	2
本部役員	伊藤尚宏	3
	安齋一彦	3
	鈴木文康	6
	齋藤宣和	9
	眞島和好	11
	佐久間俊光	15
	和田 強	18
	小池あおい	26
	和田亮一	26
	玄葉俊行	26
	今泉翔太	32
監査	佐久間覚	5
	大高豪	14
関東支部代表	降矢光一	3

# 福島県立郡山高等学校 同窓会

Koriyama HighSchool Alumni Association

## 頑張れ郡高生！

## 「母校支援募金」口座開設のお知らせ

《支援募金ご協力のお願い》

会員の皆様には、日頃より郡山高等学校同窓会の運営にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、当同窓会の運営資金は卒業時の終身会費と入会金で賄われております。

いただいた会費は、同窓会運営、学校への寄附（卒業記念品、部活動支援、記念行事寄付、設備費）などに充てさせていただいております。

同窓会員が増加する一方、会費の納入は少子化によるクラス減にて減少しているのが現状であり、従来どおりの運営や、活躍の目覚まし部活動への支援や今後の記念行事への対応等より一層の財源確保が必要と考えております。

郡山高等学校同窓会も運営を見直しておりますが、より充実した同窓会の活動、および後輩たちへの支援と母校の発展のために、募金サイトと口座開設をいたしました。

厳しい経済情勢の中で誠に恐縮ではございますが、賛同いただければ幸いです。

同窓会の意義をご賢察いただき、ご協力賜りますよう心からお願い申し上げます。

同窓会会長 中島武彦

### 一口2000円より、出来れば一口以上の募金をお願い致します。

\*大変恐れ入りますが、お振込手数料はご負担ください。

\*領収書の発行は行いません。振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

ゆうちょ銀行 二二九（ニニキュウ）支店

預金種目：当座

口座番号：0143232

口座名称：福島県立郡山高等学校同窓会

振替でも可能です。

02280-8-143232

福島県立郡山高等学校同窓会

## 福島県立郡山高等学校同窓会 会則

福島県立郡山高等学校同窓会

### 第1章 総則

第1条 本会は福島県立郡山高等学校同窓会と称し、所在地は福島県郡山市大槻町字上篠林3、事務局を福島県立郡山高等学校内におく。

### 第2章 目的

第2条 本会は会員相互の交流と向上を図るとともに、母校と連携しその発展に寄与するものとする。

### 第3章 事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- 1) 総会の開催
- 2) 会員名簿の管理・発行
- 3) 母校の各種教育活動の支援・後援・協賛
- 4) 会員相互の交流に関する行事の開催
- 5) 会報発行およびインターネット等を活用した情報発信活動
- 6) 地域・職域支部の設立支援
- 7) 部活動・生徒会委員会OB会の設立支援
- 8) その他本会の目的達成に必要な事項

### 第4章 会員

- 1) 正会員 母校卒業生
- 2) 準会員 母校の転退学のうち、入会を希望し役員会が認めたもの

### 第5章 役員

第4条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 本部役員 若干名
- 監査 2名

なお、事務局長は必要に応じ、副事務局長を指名できる。

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また各副会長は総務・会計・事業・組織など会運営の統括も担う。

- ① 総務統括 総会・役員会等の企画・運営、名簿管理、会則関連、会員及び母校の情報収集
- ② 会計統括 会計事務を担当し、総会ならびに会議において決算を報告し、予算案を説明する。
- ③ 事業統括 母校の教育活動支援・部活動の後援 周年事業への寄付協賛事業の企画運営
- ④ 組織統括 幹事ならびに地域・職域OB会・各支部団体の企画運営調整に当たる。

3) 事務局長は会長直轄の役とし、会全体を統括する。また、会の広報も担当する。

4) 本部役員は副会長及び事務局長の補佐をし、円滑な会の運営を図る。会議の議事その他を記録・保管し、総会ならびに会議において会務を報告する。

5) 監査は本会の会計、財産、会務執行を監査し、総会において報告をする。

第6条 役員は、次の方法によって選出し、その任期は1期2年とし、再選を妨げない。

- 1) 会長は役員会において選出する。
- 2) 副会長・事務局長・本部役員・監査は会長が委嘱する。

## 第6章 幹事

第7条 本会に次の幹事を置く。

- 1) 学年クラス幹事 卒業期クラス2名を選出。同期生の会務連絡に関する事務を行い、団結して本会事業の運営にあたる。
- 2) 学年代表幹事 同期クラス幹事を統括し、本会の事業立案・運営に協力する。生徒会役員経験者の選出が望ましい。
- 3) 校内幹事 本会会員である教職員で組織し、協議のうえ、代表幹事を選出する。母校と本会、本会の各委員会の連絡に当たる。不在の場合は校内教職員が代行する。

## 第7章 地域・職域支部

第8条 1. 本会会員の多数地域や職域において、支部を設立することができる。設立にあたっては支部の名称・事務局所在地・役員・規約・会員名簿を定め、事務局に届け出を行い、会長の承認を得なければならない。

2. 運営は各支部によるものとする。

## 第8章 OB会支部

第9条 1. 部活動ならびに生徒会委員会のOB会支部の設立については、各団体1つのみ公認する。申請に当たり支部の名称・事務局所在地・役員・規約・会員名簿を定め、会長の承認を得なければならない。

2. 運営は各支部によるものとする。

## 第9章 総会

- 第10条 1. 総会は原則1年に1回開催する。会長が招集し、会務報告・役員改選・会則変更・会計報告・支部設立・表彰・その他重要事項を審議する。
2. 会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
  3. 総会議長・議事録署名人はその都度会員の中から選出する。
  4. 総会の議事は出席者の過半数によって議決する。
  5. やむを得ず総会を欠席する会員においては、議事の議決権を議長に一切を委任することとする。
  6. 総会は原則母校槻望館にて開催する。

## 第10章 会議

第11条 1. 役員会は必要に応じ会長が招集し、役員をもって組織し、次の事項を審議または検討を行う。

- 1) 本会の企画・運営並びに庶務
- 2) 総会の運営
- 3) 予算・事業計画の立案
- 4) その他必要事項の処理

## 第11章 会計

第12条 1) 本会の経費は、入会金3,000円、終身会費3,000円とし在学中に納める。なお、一旦納めた会費は返還できないものとする。

2) 会員からの寄付金およびその他の収入による。

第13条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

## 第12章 帳簿

第14条 本会に次の帳簿を備え、事務局が管

理する。

1. 会則
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 幹事名簿
5. 支部員名簿
6. 会計簿
7. 記録簿
8. その他必要と認める帳簿

### 第 13 章 補則

第 15 条 会長は、会務を円滑に処理するため、役員会に諮り、必要な事項について細則を定めることができる。

第 16 条 本補則の変更は、役員会の出席者の過半数によって議決することができる。

第 17 条 新入会員入会式は、原則として卒業式前日におこなう。

第 18 条 会員は、住所・氏名に異動が生じたときには、すみやかに本会ホームページを通じ、事務局に報告しなければならない。

### 付則

本会則は、昭和 55 年 3 月 1 日より施行する。

平成元年 4 月 2 日 一部改正

平成 5 年 8 月 14 日 一部改正

平成 6 年 11 月 16 日 一部改正

平成 8 年 8 月 15 日 一部改正

平成 11 年 8 月 14 日 一部改正

平成 13 年 1 月 2 日 一部改正

平成 18 年 9 月 3 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 6 月 28 日 一部改正

平成 30 年 9 月 30 日 一部改正

令和 3 年 11 月 1 日 一部改正

(細則)

1, 幹事以外の役員が任期中に職務多忙ないし職場の転勤等の何らかの理由により、任務を遂行することが困難になった場合は、役員会の承認をへて退任することが出来る。また幹事役員本人に不都合が生じ、任務遂行困難の場合は、直ちに後任を選出し、役員会の承認をへて退任することができる。

2, 以下の各種全国大会への出場団体に関しては、事務局に申請があった場合、役員会の承認をへて、1 団体につき、1 名分 5,000 円・最大 10 名分 50,000 円の枠内で支出する。

① 高体連、高野連、高文連の主催・共催する大会。

② ①の各種大会に準ずると認められた大会。

また、役員会の判断により、別途同窓生から寄付を募る事業を企画運営する。

3, 母校より備品の購入等の要望がある場合は、校内幹事を通じ要望書を事務局あてに提出し、役員会にて審議を行い、承認がなされた場合のみ予算の計上を行う。

4, 会員や在校生において、母校の名を高めた者に対して、役員会で承認の上、顕彰基準に沿い、表彰する。